

令和7年第4回平取町議会臨時会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、10名であり、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまより、令和7年第4回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番崎廣議員と7番萱野議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果を議会運営委員長より報告をお願いします。3番松澤議員。

3番
松澤議員

本日招集されました、令和7年第4回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日、4月30日の1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは議案第1号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げますので、議案書の1ページをお開きください。公の施設に係る指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項に基づき、平取町の公の施設に係る指定管理者に指定するものでございます。1の管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、3月に設置条例の議決をいただきました平取町多目的機能型施設で、施設の所在地は、沙流郡平取町字二風谷66番地11です。2の指定管理者となる団体の名称は、株式会社平取町アイヌ文化振興公社、3の管理を行わせる期間につきましては、令和7年5月1日から令和10年3月31日の3年間となります。4の選定理由等につきましては、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1号の規定により、公募によらない方法として、設置目的を効果的かつ効率的に管理が可能と期待できることによるものです。この施設の指定管理に係る公募につきましては、3月24日に公募を開始して、4月8日を参加表明の提出期限とし、その後現地説明会等の実施をして、提案書類の提出を4月18日期限と予定としておりましたが、参加表明書につきましては1社から提出があり、現地説明会もその1社が参加をしていましたが、提案書類の提出の締め切りである4月1

8日に参加表明書の提出があった1社より辞退の届出の提出となりました。平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定は、公募によらない指定管理者の候補者の選定を定めた条項で、第1号の規定のとおり、条例第2条の公募を行ったが、条例第3条の提案書の提出がないということの状況になりましたので、施設の性格、設置目的等を考慮し、町と株式会社平取町アイヌ文化振興公社で協議を行い、4月21日に開催されたアイヌ文化振興公社の臨時取締役会で了承を得て、指定管理者として指定するものでございます。以上、説明を申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

今回の議案第1号につきまして、指定管理そのものについては私は異議がないんですけど、むしろ地元の平取町内の事業所ということで、その部分では非常によかったなというふうに思っていますけども、やはり今回かなり早いペースでこの宿泊施設に対して、事が進んできたという経緯が、私はちょっとどうなのかなという部分があったんですけども。問題はこの指定管理が決まった以降も、やはり様々な中身についての協議というんですか、それをやっぱり詰めていく必要が私はあるなというふうに思っております。特に今までの常任委員会の説明の中では、同業者含めての説明はもう終了して、一定の同意をもらっているということでありましたけども、やはり詰めの作業によって、様々なわだかまりもなく、同業者にも納得していただけるような方針をきっちり立てていく必要があると思っていますんですけど、その辺について了承していただけますでしょうか。

高山議長

副町長。

副町長

これから指定管理団体となる、アイヌ文化振興公社と打ち合せを行って、詳細な打ち合せを行った後は、宿泊業者全社集めて、その辺の状況を含めて説明をしていきたいと思っていますので、そのような形で進めていきたいと思っています。

高山議長

ほか、質疑ございませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

今説明をいただきました。3月25日にこのプロポーザルはホームページに公開され、3月24日から募集が始まったという形で確認をしています。4月8日の参加表明書の提出、4月11日の現地説明会、これは今の説明で1社1社あったというふうに理解をしました。最終的には4月18日の提出期限には

辞退ということで、要は業者がいなくなったということですね。それでプロポーザルを行って、要は参加業者がいらない場合なんですけども、今の説明では指定管理の手続きで、いないので淡々と作業を進めたということなんですけども、プロポーザルを行っていない場合、応募がなかったというか、1社はあったんですけども辞退した、その理由の分析だとかプロポーザルの条件を見直すだとか、関連団体にもう一度告知をするだとかという形をして、2回目の募集を行うべきだったというふうに考えて、私はそう思うんですけども、その辺の考え方について伺いをしたいと思います。

高山議長

副町長。

副町長

今回の件につきましては、今回参加表明があって結果的には辞退というふうになりましたけれども、改めて公募するという考えはございませんし、できるだけ早めにこの施設を動かしていきたいという思いもありましたので、最終的に公募によらない形で振興公社と協議をして、この結果に至ったというところで

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

1 回でそういう判断をしたということなんですけども、やはりなぜプロポーザルにかけるとかかっていうことを、なぜ指定管理にするのかかっていう部分を考えていくと、町の判断が間違っているとは言いませんけれども、もう一度、丁寧な手続きをとっていくのが、中身の問題にしてもそうですけども、この案件非常にタイトな日程の中で、昨年 10 月から作業が進められております。時間がないがゆえに、いろんなソフトの部分でも、ハードな部分は分かりませんが、ソフトの部分で手続き手順の問題で担当者が仕事に追われて、厳しい状態になっているんだと思います。丁寧な説明ができてないという話も聞いております。そういう意味ではそのオープンの日が確定しているから、なるべく早く運用させたいからという理由で、いきなり条例、規則に則って次の者を指名するっていうのは、私は、先ほど言いましたけども、いかがなものかと思えます。それで今回出されたのが株式会社平取町アイヌ文化振興公社というところに指定管理を任すということなんですけども、当然、振興公社としては、どのように運営をするのかというのは町側に示しているということですよね。プロポーザルで示された内容について示されて、それで、それに基づいて町は判断をするという形になっているんじゃないかなと思うんですけども、そうであれば、その中身についてはいいですけども、審査会の結果について、点数等について教えていただければなと思いますけど。

高山議長

副町長。

副町長	今回の場合は、選定委員会は開催しておりませんので、そういう、今回参加表明があって、申請書が提出されれば、それに基づいて選定委員会を開催するという予定でしたけれども、それは行っておりませんので、その辺の審査会などは行っていないということで、点数等も特にありません。
高山議長	6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	審査会を行っていないので点数はないということで、わかりました。そういう場合、これからこの会社がこの事業を運営するにあたり、自らが計画をし、自らが決定をし、自らが手を挙げて、この事業をやるんだという意思ではなく、町から頼まれてやる、やりたくはなかったと言わないですけども、思いもしてなかったけれども、町から要請があったからこの事業をやるっていうことになると、どうしてもこれ以降運営にあたって、いやもう言われたからやるんだよね、自らこの事業に参加をするという、その部分がうまくいかないんじゃないんですかね。ですからそういった意味でも僕は2回目の募集をし、プロポーザルにかけて、そして、その判断をすべきだというふうに考えているんですけども、それについてはいかがお考えでしょうか。
高山議長	町長。
町長	今回、4月18日、結果的には参加表明といいますか、応募がなかったということでございまして、その後条例上、こういった団体なり、機関といいますか、組織にこれを受けていただけるかというような判断を町としてもしなければならぬということでございまして、いろいろですね、応募がなかったという理由の一つにもなるかもしれませんけれども、今こういった事業を展開するうえでのスタッフの確保ですとか、それから尚早でありますけども、やはり初期投資にかかるというようなところもありますし、それからアイヌ文化に特化した施設利用、宿泊等も含めて非常に条件があったということで、この施設の整備するという基本的な目的をもってしますと、どうしてもそういった施設の管理、運営になってしまうということでございまして、いろいろ町としても示した結果、そういった条件を満たすような団体として、それから独自事業として、さらにこの施設を使ったアイヌ関連の事業を展開するという意味では、本当にもう5年という、設立以降5年という時間が経っておりますけども、公社として、そういったものに対する蓄積が相当できているというようなところもあるという判断で、町としては公社をお願いをしたというところございまして、ただこういう宿泊業としては、まだまだ未知なところが、未開なところがありますので、今後いろんな方の力を公社として借りながら、先ほど言いましたように、民業へのいろんな影響も公社として考えながら、何とかうまく運営をしていき

たいなということで、私は公社の社長という立場もございますが、非常に微妙な立場でございすけども、当初プロポーザルの仕様に則ったことを、公社だからいいかげんにやってるんじゃないとか、そういうことを言われることのないようなことで、ぜひこの施設を運用していきたいというふうに思っていますので、ご理解お願いしたいというふうに思ってます。

高山議長

ほか。3番松澤議員。

3番
松澤議員

先ほど千葉議員の質問に対する、副町長の答弁をちょっと確認したいんですけども、先ほど指定業者の公社の方たちとお話をして、詳細を決めた後に、説明会を宿泊業者の方にとっていうふうに聞いたんですけども、決めてから宿泊業者の方と会議ということで、ちょっとひっかかったのが、決めてしまった後やることによって、その方たちがもしいろんな意見といいますかね、要望といいますか、そういうことが出た場合は、詳細決めたことも中身を変えていくっていう柔軟な会議になるんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですけども。

高山議長

副町長。

副町長

その辺は柔軟に対応していきたいと思っていますので、何もしないで説明というよりは、少し形があったほうがいろいろ意見は言ってもらえるかなというふうに思っていますので、その後、調整してから会議を開きたいと思います。

高山議長

ほか。4番木村議員。

4番
木村議員

今様々な意見ありましたけども、僕はちょっと常任委員会が違うので、最後の説明ちょっと聞いていなくて、内容のほうは深くはわかりませんが、聞いた話によると、かなり縛りがきつい要綱になっていたというふうに聞いております。アイヌ文化に関わる人しか泊めちゃ駄目だとか、何かそういうようなことも書いてあったというふうに聞いてますけども、要綱についても、これきちっと1回こういう縛りが結構きついからプロポーザルのほうで、合意ができなかったんではないかなっていうこともあると思うんですよね。だからそれもあるってこの要綱も1回精査したらいいんじゃないかなと思っています。当然合同常任委員会の中でも地元の業者ときちっと話して仲よくやってくれよって話は、各委員の中で出ていた経緯もあります。それを含めてですね、アイヌ施策推進課長のほうがきちっとやっていきますっていう経緯があったので、地域のやっぱりきちっと理解得られなければならない、そのためにアイヌの関係する、そういう人たちしか泊めないよとかそういう要綱が入ったっていうふうに、僕は思っているんですよね。そういうこともそれは別に悪いことじゃないと思

っています。そういうことをきちっと世間に見てもらって、そういう関係の人しか泊まらないんだとかね、そうなれば、周りの人たちも自分らのお客さんが泊まれるわけじゃないんだなっていうことをわかると思うんですよ。そういうのも含めてきちっと議論して、もう1回要綱を作り直して、プロポーザルで人はいなかったわけだから、だから、今は公社が受けると。その中でやっぱり作り上げて、もう1回練り直して、1回議会のほうにね、出していただく、いけないかなと思っているんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

高山議長

副町長。

副町長

はい。その辺も旅館業法の関係とかもありますので、少しその辺は保健所等々、宿泊機関とも、協議をしながら作り上げて、また議会には当然説明していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高山議長

ほかに質疑ありませんか。それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

反対討論がありませんので、次に、本案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

（賛成討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、議案第1号、公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第2号、令和7年度平取町一般会計補正予算第1号議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号につきましてご説明いたしますので、2ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ700万円を追加し、予算の総額を74億6,000万円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款1項9目企画費、14節工事請負費700万円の追加です。これは国道237号線振内歩道整備事業に係る仮道の撤去が予定していた時期より早まったことから、仮道に設置していた街路灯9基について移設するための工事費700万円を補正しようとするも

のです。財源は全額一般財源となります。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。20款1項1目1節繰越金700万円の追加です。ただいま歳出でご説明の補正額の財源を繰越金に求めるものです。以上議案第2号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

次に、本案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

（賛成討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、議案第2号、令和7年度平取町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第5、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書の7ページ目をご覧ください。報告第1号、平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。次の8ページ目をご覧ください。令和7年専決処分第1号、平取町税条例の一部を改正する条例につきまして、令和7年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものです。今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令さらに関係政令が改正され、3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことにより条例を改正する必要性が生じ、専決処分をしたものでございます。それでは、本日お配りしました資料により概要を説明させていただきたいと思っております。改正の内容になりますけれども、今回の改正は大まかに5点となっております。まず一つ目は公示送達関係、二つ目は町民税関係、三つ目は軽自動車税関係、四つ目は固定資産税関係、五つ目はたばこ税関係の改正でございます。まず、1、公示送達ですが、これは省令の改正に合わせて公示送達の方法について改正を行うものでございます。公示送達とは、税に関する通知書類、郵便等で交付を行いますけれども、住所や居所が明らかでなく交付できない場合、町の掲示板に必要な書類を掲示することで書類の送達があったとみなす制

度でございます。この掲示板に掲示する公示送達を町のホームページに公示事項を表示するとともに、従来の掲示板もしくは事務所に設置した電子計算機の画面表示で行うことでも可能とするものでございます。次に町民税の特定親族特別控除について、こちらは年齢19歳以上23歳未満の特定親族について、扶養控除となる所得を超えた場合でも新たに特別控除の枠を設け、段階的に控除が通減する改正でございます。次に3、軽自動車税関係の改正でございます。

(1)で、125cc以下で最高出力4キロワット以下の新基準バイク、こちらをこれまでの原付と同じ年間2,000円として税率区分に追加する改正でございます。(2)では、軽自動車税の減免申請時に運転免許証を掲示する義務について、マイナ免許証の掲示でも適用ができるとする改正でございます。次に4、固定資産税関係の改正でございます。長寿命化の大規模修繕を行ったマンションについて、所有者から申告書の提出がなくても管理組合の管理者から提出があれば、減額の特例の適用ができるとして令和5年4月に施行した制度でございまして、この期限が2年間延長され令和9年3月31日までとする改正でございます。次に5、たばこ税関係の改正でございます。加熱式たばこの課税方式を見直すもので、2段階に分けて一本あたりの税額を紙巻きたばこと同等にする改正でございます。次に、条例の施行日ですが、令和7年4月1日の施行、ただし、公示送達については地方税法等の一部を改正する法律の施行の日、町民税の特定親族特別控除については令和8年1月1日、たばこ税については令和8年4月1日を施行日とします。以上が主な改正点でございまして、議案のほうで具体的な改正箇所の説明をさせていただきたいと思っております。議案の14ページ、新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でありまして、改正の下線部分について説明いたします。まず、最初に記載の第18条の下線部分については、公示送達についてホームページと電子掲示を用いる方法の提供する改正でございます。次に第18条の3の改正になりますけれども、こちらは先ほどの第18条の改正に伴って文言の省略をする整理であり、内容に変更はございません。次に第34条の2の下線部分は、所得の控除に特定親族特別控除額を追加するものでございます。次に15ページに移りまして、第36条の2第1項の下線部分は、特定親族特別控除の創設に伴って町民税の申告規定を整備するものでございます。次に16ページ目に移りまして、同じ同条第10項の下線部分になります。こちらは法改正に伴って、法律の条ずれの整理をするものでございます。次に第36条の3の2第1項第3号の下線部分ですが、こちらは給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するものでございます。次に第36条の3の3第1項ですが、次の17ページ目の最初の下線部分になります。こちらは特定扶養親族特別控除の創設に伴って、公的年金受給者の扶養親族等申告書の規定を整備するものでございまして、その下の下線部分、第3号の部分では申告書の記載事項に特定親族を追加するものでございます。次に第63条の2第1号の下線部分ですが、こちらは個人番号の利用等に関する法律の改正に伴って項ずれの整理をするものでござい

す。次に 18 ページ目に移ります。第 82 条の第 1 項第 1 号の下線部分になりますが、こちらは軽自動車税の種別割の税率の改正でありまして、新たにハの部分に 2 輪で 125cc 以下かつ、出力 4 キロワット以下である新基準原付バイクの税率、年額 2,000 円の条文を追加し、これに合わせて、イ、ロ、ニ、ホで示している各記号のずれの整理をするものでございます。次に 89 条第 2 項は、次の 19 ページ目になりまして、第 2 号の下線部分になりますけれども、第 63 条の 2 と同じく個人番号の利用等に関する法律、こちらの改正に伴って項ずれの整理とします。その下、第 5 号については先ほどの新基準原付バイクの税率区分の創設に伴って減免申請書の記載事項の追記をいたします。次に、第 90 条第 2 項は身体障害者に対する種別割の減免でございまして、まず、最初の下線部分は身体障害者に係る文言の整理、その下の次 20 ページ目にかけてになりますけれども、第 5 号の下線部分については減免申請時に運転免許証の掲示をマイナ免許証でも提供できるとするものでございます。またその下、第 3 項についてはマイナ保険証の提示を受けた場合、免許証情報を確認する措置を受ける規定を新たに追加し、それに伴って 4 項と 5 項の項ずれを整理するものでございます。次に第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の下線部分と、次の 21 ページ目に移りまして、第 147 条の下線部分については、第 63 条の 2 の改正と同じく、個人番号の利用等に関する法律の改正に伴って項ずれの整理をするものでございます。次に附則の第 10 条の 2 第 23 項から第 26 項までになりますけれども、こちらは法律の附則の改正に伴って項ずれを整理するものでございます。次に附則第 10 条の 3 ですが、こちらは次の 22 ページ目に移りまして、第 15 項の追加条文については特定マンションの減額特例ができる期限の 2 年延長がこちらの改正になるものでございます。次に附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項は加熱式たばこ税の課税標準の特例に関する条文の新設になるものでございます。令和 8 年 4 月 1 日以降に売り渡しが行われた加熱式たばこに関する新たな規定を追加し、第 1 号では葉たばこを紙や類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 0.35 グラムを紙巻たばこ 1 本に換算する規定となるものでございます。次に第 2 号については 23 ページ目にかけてなりますけれども、第 1 号以外の加熱式たばこの場合、0.2 グラムを紙巻たばこ 1 本と換算し、品目ごと、1 個が 4 グラム未満の場合は、紙巻たばこ 20 本に換算するとした規定でございます。次に第 2 項は、加熱式たばこは紙たばこと同様、売り渡しが行われた段階で課税するという規定になるものでございます。次の第 3 項では、加熱式たばこの換算は品目ごと、1 個あたりの重量に 0.1 未満の 0.1 グラム未満の端数がある場合は、切り捨てるとした規定でございます。次の第 4 項第 1 号と第 2 号については、加熱式たばこと併せて喫煙に供されるもの、これは喫煙に必要な器具や部品をいうものでございますけれども、こちらは同条第 1 項第 1 号、第 2 号の規定とする、たばこ税の重量の換算には含めないとする規定になるものでございます。以上が改正部分の説明でございまして、説明のページを戻りますけれども、11 ページ目をご覧ください。11 ページ目

の真ん中から少し下の附則の部分になるものでございます。第1条、施行期日として、令和7年4月1日を施行日とします。ただし、第1号として、特定扶養親族特別控除に関する規定は施行日を令和8年1月1日とし、第2号、加熱式たばこに関する規定は令和8年4月1日を施行日とします。第3号、公示送達に関する規定は地方税法等の一部を改正する法律規定の施行の日とします。第2条、公示送達に関する経過措置ですが、施行日以後に行う公示送達に適用し、同日前の公示送達については従前の例とします。第3条、町民税に関する経過措置ですが、第1項から第4項まで全て特定扶養親族特別控除に関連した規定でございまして、令和8年度以後の町民税について適用し、令和7年度までについては従前の例とするものでございます。第4条、固定資産税に関する経過措置ですが、特定マンションの固定資産税減額特例に関する規定は、令和7年度以降の固定資産税に適用し、令和6年度までの固定資産税については、従前の例とするものでございます。第5条、軽自動車税に関する経過措置ですが、新基準、原付バイクに係る規定は令和7年度以後の軽自動車税に適用し、令和6年度までの軽自動車税については、従前の例とするものでございます。第6条、町たばこ税に関する経過措置ですが、第1項、加熱式たばこに係るたばこ税の規定は、令和8年4月1日以前のたばこ税については従前の例とするものでございます。第2項では、令和8年4月1日から9月30日までは現行の換算と新換算それぞれに0.5を乗じて、合算した本数で換算するとして、第3項では換算において端数が生じた場合は切り捨てるとした規定でございます。以上で、平取町税条例の一部を改正する条例の説明を終了させていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

高山議長

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

次に、本案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

（賛成討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは採決を行います。本件について、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、報告第1号、専決処分報告については、承認することに決定いたしました。

日程第6、承認第1号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり、関係議員を公務出張、派遣することにしたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認については、お手元に配りましたとおり、公務出張、派遣することに決定いたしました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案 2 件で原案可決 2 件、報告 1 件で承認 1 件、承認 1 件で決定 1 件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、会議を閉じます。令和 7 年第 4 回平取町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

（閉 会 午前 10 時 11 分）